

信濃町介護職員初任者研修実施要綱

1 目的

少子高齢化が進み、町内においても一人暮らし高齢者や高齢者世帯、寝たきりや認知症等の要介護者が増加してきており、合わせて福祉ニーズも多様化・高度化しています。福祉分野においては、ますます人材不足が懸念され、多様な人材の確保が望まれています。

本研修では、地域を支える福祉人材の確保と地域で活動するボランティアを通じて、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

2 名称

この研修は、信濃町介護職員初任者研修という。

3 実施主体

社会福祉法人信濃町社会福祉協議会

〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原429番地17 TEL 026-255-5926

4 研修の期間

平成30年8月24日（金）～12月18日（火）※日程表（別紙1）参照

5 研修カリキュラム

長野県介護職員初任者研修カリキュラム（通学制）

6 研修会場ならびに実習施設等実習先

信濃町公民館 富士里支館	〒389-1316 長野県上水内郡信濃町大字大井1372-1 TEL 026-255-2645
社会福祉法人おらが会	〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原350番地 TEL 026-255-6600
信濃町社協指定訪問介護事業所	〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原429番地17 TEL 026-255-5926
宅老所こころ	〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原64番地5 TEL 026-255-5663

7 受講資格、受講手続き等

1) 受講資格

原則として65歳未満の町内在住者で、受講後地域で介護やボランティア活動に従事する意欲のある方。※受講者の健康状態等により、受講を遠慮いただくことがある。

2) 受講手続き

- ①募集時期 新聞折込※8月2日（木）朝刊、防災行政無線等
- ②申込方法 8月17日（金）までに所定の用紙にて実施主体へ申し込む。

3) 本人確認の方法

申込み時に、次に掲げるいずれかの方法によって確認をする。

- ①戸籍謄本、戸籍抄本または住民票の提出
- ②住民基本台帳カードの提示
- ③在留カード等の提示
- ④健康保険証の提示
- ⑤運転免許証の提示

⑥パスポートの提示

8 研修費用

35,000円（テキスト代・教材費を含む）

1) 原則として町内在住者とするが、定員に満たない場合、町外者の受け入れを検討し、受け入れる場合の受講料は50,000円とする。

なお、町内介護事業所に勤務している町外者については、在職証明書（別紙2）を実施主体に提出することにより、町内在住者と同額の受講料とする。

2) 入金後にキャンセルした場合は、いかなる理由でも返金しないものとする。

9 研修テキスト

介護職員初任者研修テキスト（全3巻・第2版第2刷）平成28年1月発行 一般財団法人長寿社会開発センター発行

10 各科目の講師氏名一覧

講師一覧（別紙7）参照

11 修了評価の取扱い

カリキュラムの全科目を履修した受講者に対し、長野県介護職員初任者研修カリキュラム（別表第1）中「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」の「各科目の到達目標、評価、内容」において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価する。

1) 筆記試験

筆記試験は100点満点とし、A（90点以上）、B（80～89点）、C（70～79点）、D（69点以下）の4区分により評価する。評価区分でDと判断された者については、再試験を実施する。（ただし、再試験は1回に限る）

2) 技術評価

「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術の習得度を評価する。

3) 上記1)、2)の評価を行った結果、全てにおいて到達目標に達した受講者を研修修了者として認定し、修了証明書（別紙6）を交付する。

12 科目免除の取扱いとその手続き方法

別紙の科目免除取扱いに該当し免除を希望する者は、実施主体が定める書類を提出する。

13 補講の実施及び補講に係る経費

やむを得ない理由により欠席する場合、必ず所定の補講を受講する。なお、補講ならびに修了評価の再試験に係る経費は、受講者から実施主体が徴収する。

※補講 1時間あたり 6,000円のほか交通費実費

※修了評価 3,000円